

香港特別行政區

2019 年第 9 號條例



行政長官
林鄭月娥
2019 年 11 月 14 日

本條例旨在修訂《稅務條例》，以實施政府於 2019 年提出的扣減須就 2018/19 課稅年度繳交的薪俸稅、利得稅及個人入息課稅款額的建議；更正在該條例第 14(5) 條中對某條文的提述；並修改根據該條例第 100(2) 條可扣減的利得稅款額的計算方式。

[2019 年 11 月 15 日]

由立法會制定。

1. 簡稱

本條例可引稱為《2019 年稅務 (修訂) (稅務寬免) 條例》。

2. 修訂《稅務條例》

《稅務條例》(第 112 章) 現予修訂，修訂方式列於第 3、4 及 5 條。

3. 修訂第 14 條 (利得稅的徵收)

第 14(5) 條——

廢除

“14B(2)(a)”

代以

“14B(2)(b)”。

4. 修訂第 100 條 (稅項扣減)

(1) 第 100(2)(a) 條——

廢除

“14(2)”

代以

“14(2)、(3)、(4) 及 (5)”。

(2) 第 100(2)(a) 條，在“14A”之前——

加入

“14AAC、”。

5. 修訂附表 43 (稅項扣減)

在附表 43 的末處——

加入

“2018/19 課稅年度

第 1 欄
(條次)

第 2 欄
(訂明百分率或訂明
款額)

1. 薪俸稅

(a) 第 100(1)(a) 條

100%

《2019 年稅務 (修訂) (稅務寬免) 條例》

2019 年第 9 號條例
A1060

第 5 條

	第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明百分率或訂明 款額)
	(b) 第 100(1)(b) 條	\$20,000
2.	利得稅	
	(a) 第 100(2)(a) 條	100%
	(b) 第 100(2)(b) 條	\$20,000
3.	個人入息課稅	
	(a) 第 100(4)(a) 條	100%
	(b) 第 100(4)(b) 條	\$20,000”。